

徳島県規則第七十五号

徳島県税条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年七月十七日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県税条例施行規則の一部を改正する規則

徳島県税条例施行規則（昭和二十五年徳島県規則第七十六号）の一部を次のように改正する。

第四条の三第一項中「国民体育大会、」を削り、「国民体育大会等」を「国民体育大会の予選会等」に改め、同条第二項から第四項までの規定中「国民体育大会等」を「国民体育大会の予選会等」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。